

●ヒト由来試料・情報を用いる研究に関する生命倫理検討委員会 設置要綱

〔平成18年1月23日
日本学術会議第7回幹事会決定〕

改正 平成19年 1月25日 日本学術会議第32回幹事会決定
改正 平成19年 4月10日 日本学術会議第36回幹事会決定
改正 平成19年 7月26日 日本学術会議第40回幹事会決定
改正 平成19年10月10日 日本学術会議第43回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、ヒト由来試料・情報を用いる研究に関する生命倫理検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、ヒト由来の試料及びその情報に関する倫理的・法的・社会的問題について調査審議する。

(組織)

第3 委員会は、15名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成20年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年1月25日日本学術会議第32回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年4月10日日本学術会議第36回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年7月26日日本学術会議第40回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年10月10日日本学術会議第43回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。